

岩手県告示第678号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市胆沢南都田字大持40番地	令和7年12月14日